

特254

858

栗原代議士ノ舌



始



特 254  
P58

# 栗原代議士ノ舌

野 島 草 民



吾も長年政界ノ一角ニ傑トシテ異彩ヲ放テ立憲民政黨ノ旗ノ下ニ、半生一日ノ如ク鞠躬努力セル無位無冠ノ老夫、彼レハ即  
 昨日ノ更、今日ハ四、稻妻ノ如ク、又タ水草ヲ逐フテ移住シ來リタル未開種族ノ如キ自分免許ノ民間政治家、自畫自讃ノ大政  
 黨員、其ノ現在ノ地位ニ於テハ先ヅ對立ノ人ニ非ラズ、到底同日ノ談ニアラザル如クニ暫見シ得ル、而シテ其ノ人格ニ於テ  
 我ノ越テ之ヲテ聞フベキ限リテ無イ、ガ、借問ス、其ノ所謂「彼レ」トハ抑モ誰レノヤ、居レ、吾レ社會公共ノ爲メ、職責  
 ヲ物置ルベキアリ。

即チ其ノ所謂「彼レ」トハ前キニ立憲民政黨ニ黨籍ヲ置キ、先輩ノ驥尾ニ附シテ以テ代議士當選ノ光榮ヲ得、後チ國民同盟  
 替ナリテ栗原三郎君其ノ人ノコトアル、併シ同君ノ代議士トシテ我が立憲民政黨栃木縣支部ニ投降スルニ至リタル道程ノ  
 困難ナリシコトハ、蓋シ例ノ獨道ノ難キヨリモ難シテアツタ、即チ其ノ片鱗ハ左ノ如シテアル。



◎「公認候補ニ關スル要綱」△一月二十二日、公認候補者ヲ嚴選シテ至急本部ニ申出テ、トノ來電有リ△同二十五日、至急  
 候補者詮衡シテ申出テ、トノ本部ヨリ來電有リ△同二十六日、高橋元四郎氏立候補ノ届出チ了セリ△同二十九日、齋藤太  
 兵衛、神田正雄ノ兩氏立候補ノ届出チ了セリ△同三十日、高田紘平、阿由葉勝作ノ兩氏立候補ノ届出チ了セリ△同日午後八  
 時三十六分、本部ヨリ、未定候補者至急取纏メ公認申出テ、トノ來電有リ、直チニ、公認候補者五名既ニ電報ト書狀トチ

以テ本部ニ届出テタリト返電セリ△同三十一日午後三時、栗原氏ノ公認問題如何ニ決定セシヤ、トノ旨、本部ヨリ至急電報有リタリ、直チニ至急電報ヲ以テ、栗原彦三郎氏ニ對シテ支部ハ公認セザルコトニ決議決定シタル旨ヲ回答セリ△同日午後八時五十五分、本部ヨリ第一區高田紘平、高橋元四郎、齋藤太兵衛、第二區神田正雄、阿由葉勝作、栗原彦三郎公認シタリ、トノ來電有リ、於是、高橋支部長、高田農林次官、佐久間幹事長ノ意見ヲ徵シタル後、本部ガ栗原彦三郎氏ノ衆議院議員候補者ヲ公認シタルコトニ反對ス、トノ旨ヲ返電セリ、時ニ午後十時四十五分、但シ支部ノ栗原彦三郎氏ヲ公認セザル理由ハ今日其ノ時機ニ非ラズト認ムルヲ以テ公表セズ、昭和五年二月一日、立憲民政黨栃木縣支部常任幹事野島幾太郎(因ニ記ス)吾ハ去ル昭和二年六月二十六日大門恒作、大町和太郎兩氏ト共ニ就任シテ以來ノ常任幹事テ有ル。

◎「聲明書」黨支部ハ、曩ニ衆議院議員候補者ノ詮衡ニ關シ、本部電命嚴選主義ヲ遵守シ、農林政務次官高田紘平、本部相談役高橋元四郎、本部黨務部副部長齋藤太兵衛、本部政務調査會副會長神田正雄ノ四前代議士、及ビ元代議士阿由葉勝作氏ヲ公認セリ、而シテ栗原彦三郎氏ノ候補者タルコトヲ斷然公認セザル措置ハ、毫モ俯仰天地ニ愧ザルヲ確信スルト共ニ、辯明ノ必要無キニ似タリト雖ドモ、頃日某方面ニ此ノ事ヲ以テ奇貨措ク可シト爲シ、類ニ譏誣虛構ノ毒舌ヲ逞フスルモノ有リト聞ク、敢テ事ヲ好ムニ非ラザルモ、重キテ左ニ其ノ理由ノ二三ヲ擧グ。

一、栗原彦三郎氏ハ元來當支部ト何等政治上ノ交渉無キ事、一、栗原彦三郎氏ハ當支部ニ對シテ一定ノ年額黨費ヲ提出セザル事、一、栗原彦三郎氏ハ昨年關東大會ト稱スルモノヲ佐野町ニ開籠スルニ方リ、高田紘平、高橋元四郎、齋藤太兵衛、神田正雄氏等ノ發起人タル承諾ヲ經ズシテ、其ノ名義ヲ使用シタル事、尙道徳上ニ關スル理由ノ仄聞セルモノ、之レ無キニ非ラズト雖ドモ、姑ク茲ニ言ハズ、要スルニ當支部ノ譽度ハ曉風ノ面ヲ拂フガ如キ而已、右聲明ス、昭和五年二月十七日、立憲民政黨栃木縣支部常任幹事野島幾太郎(因ニ記ス)時ノ本部幹事長ハ富田幸次郎テ有ツタ。

而シテ栗原彦三郎君ノ立憲民政黨員トシテ、我が栃木縣支部ニ公私共ニ出入スルニ至リタルハ、此ノ代議士ニ當選後、本部ノ大黒柱タル安達謙藏氏ノ懇篤ナル斡旋ノ下ニ、先ヅ高橋支部長ノ諒解ヲ得テカラ後ノコトデアツタ、吾レ少年ノ頃、村夫子ヨリ「古ヨリ英雄、人ヲ欺カザル者莫シ、善ク欺テ而シテ之レヲ全フスル者ハ興リ、欺テ而シテ全フセザル者ハ敗ル」トノ語ヲ訓ヘラレタ、即チ同君ハ「英雄欺人」ノ神髓ヲ會得シテ、以テ現在ノ興運ニ接シツ、アルハ、一大白ヲ浮メテ大ニ之レヲ祝福スベシテアル。

閑話休題、本書題シテ「栗原代議士ノ舌」ト云フ、其ノ「舌」タルヤ妙舌耶、將タ快舌耶、纔カニ半面ノ識ヲ有スルニ過ギザル吾レ得テ之レヲ知ラズ、即チ本書自カラ之レヲ解釋スルデアラウ、否、書中ノ主人公タル栗原彦三郎君、自カラ既往ニ於ケル事實ヲ擧ゲ、十分ニ之レヲ證明スル、事茲ニ到ル、同君ノ態度タル正サニ悽慘、鬼氣森然トシテ人ニ逼ルノ概ガ有ル。

其一、中島商相糺彈ノ條

昭和九年二月三日(土曜日)午前十時四十分、第六十五回帝國議會衆議院豫算委員會開議、出席者、委員長前田米藏、理事栗原彦三郎外八名、委員高田紘平外四十五名、國務大臣男爵中島久萬吉並ニ八大臣、政府委員堀切善次郎外七十三名

……本書ニ關係ヲ有スル拔萃……

○栗原委員 私ハ鐵ニ對スル御尋ハ此程度ニ致シマシテ、進ンデ思想問題ニ重大ナル關係ガアリ、我が國體觀念ノ上ニモ重大ナル關係ノアリマス問題ニ付テ、商工大臣ニ御伺致シタイト存ジマス、我が日本國民ノ、我が國體ニ對スル觀念ハ、最モ嚴肅ナルモノデアリマシテ、其間ニ曖昧ナ觀念、不純ナ觀念ノ存在ヲ許サナイノデアリ

マス、日本國民ガ帝室、又上御一人ニ對シ奉ツテ有スル思想、忠誠ナル精神ト云フモノモ、亦極メテ嚴肅ナモノデアリマシテ、皇室ニ對スル順逆ノ一點等ニ關シマシテハ、最モ正シク嚴カナル觀念ヲ日本國民ノ大部分ハ有ツテ居ルノデアリマス、足利尊氏ノ行ヒニ付テ、足利尊氏ガ或ハ勇氣ノアツタ人デアルトカ、學問ノアツタ人デアルトカ、或ハ大膽ナ人物デアツタトカ云フコトハ別デアリマスルガ、足利尊氏ノ人物、足利尊氏ノ行ツタ業績其モノニ對シテハ、日本ニ於テハ劃然トシテ少シモ紊レテ居ラナイ所ノ立派ナ斷案ガ下サレテ居ル、水戸ノ大日本史ノ如キハ、隨分其編纂ニ當ツテ、足利尊氏ニ對シテ非常ナ深刻ナ斷案ヲ下サレタ學者ガ澤山アリマスルケレドモ、ソレ等ヲ餘リニ極端デアルト云フノデ除イテモ、尙ホアノ大日本史ニ現ハレテ居ル程度ニ於テ、彼ノ行ツタ事ガ間違デアアル、即チ南北朝時代ニ於ケル正論ニ對シテハ、嚴肅ナル斷案ヲ下シテ居ルノデアリマス、更ニ又ツレ以來ノ日本ノ學者、思想家、精神家、斯ウ云ツタ人々ガ、尊氏ニ對シテ加ヘタ所ノ斷案ハ最モ嚴肅デアツテ、彼ガ不忠、不臣、俱ニ天ヲ戴カザルモノデアルト云フコトニ對シテハ、一點ノ疑モナイデアリマス、我國ノ教科書ニ於テモ、此點ニ付テハ十分ニ教ヘテ居リ、日本國民ノ大部分ハ、足利尊氏ノ行爲ハ許スベカラザルモノナリト考ヘテ居ルノデアリマス、然ルニアナタハ「現代」ト云フ雜誌ノ二月號ニ於テ、立派ニアナタノ御名前ヲ以テ、余僞リナラズ平素最モ尊氏ノ人物ニ傾倒シテ居ルモノデアルト御書キニナツテ居ルノデアリマスルガ、尊氏ノ人物ト云ヘバ、彼ガ持つテ居ツタ膽力、智略、勇氣トカ云フ一部分ヲ指スモノニ非ズシテ、足利尊氏ノ思想……

(樋口委員長代理退席、委員長着席)

行ヒ等、總テヲ以テ彼ノ人物ト爲スベキモノデアルト私ハ信ジマス、果シテ然ラバアナタハ日本ノ教科書ノ精神ニ反シ、日本ノ一切ノ學者、一切ノ國民ガ信ジテ居ル所ノ信念ト、全ク駭離レタ所ノ御信念ヲ平素御有チニナツテ居ルヤウニ私ハ思フノデアリマスガ、アナタハ果シテ如何ナル考ヲ以テ、自分ハ平生足利尊氏ノ人物ニ傾倒シテ居ルモノデアルト御書キニナツタノデアリマスルカ、御伺致シマス。

巷間曰ク

番町會は今から十二年前の、大正十二年二月に旗揚げしたものである、酒と女には目がないが、我利亡者の多い財界には珍しい金に恬淡で、太つ腹の郷誠之助君を取巻く、少壯實業家連が、其の太つ腹と親分肌を見込んで、郷君と其の弟分であり、秘書格である中島久高吉君を中心に、會員は互に精神的にも、物質的にも助け合ふといふ誓約を交し、別に會則などは設けなかつたが、堅い團結を作るに至つたものである、その頃、まだ郷君は今日ほど賣れてゐないし、中島君は古河で失敗して不遇時代であつた、自然しんみりとした團結が出来たのである、(中略)元來中島君は、大臣になる前から、政府の産業合理局の顧問をやつてゐて、朝から晩まで合理化と統制を唱へ、又工業俱樂部や商工會議所でも、それに提灯をつけるやう仕向けて來た、そこで大臣になるや、日ならずして合理化大臣、又は統制大臣といふ綽名を、若手官吏から頂戴に及んだ、トノコトガ「番町會」を暴く、ノ一節ニ記サレテアル。

○中島國務大臣 謹ンデ栗原君ノ御尋ニ御答申上ゲマス、私ガ先般「現代」ニ掲ゲマシタ足利尊氏ニ關スル一編ハ、私ガ十數年前ニ或ル文學雜誌ニ掲載致シタモノデアリマシテ、今般洵ニ不用意ナ事情カラ、是ガ「現代」ニ掲出サレテ居ルコトニ相成ツタノデゴザイマス、此間私ト致シマシテハ洵ニ遺憾、且ツ恐縮ヲ致シテ居ルノデアリマスルガ、私ハ現在ニ於テ當時足利尊氏ニ付テ論述致シマシタモノトハ、大ニ思想ノ内容ヲ異ニ致シテ居リマス、隨テ今日此私ノ現在ノ位置ト立場ニ於テ、全ク當年尊氏ニ付テ論述致シテ居リマスルモノトハ、其趣ヲ異ニ

致シテ居リマスルノデゴザイマシテ、私ノ十數年前ノ漫筆ガ、洵ニ不用意ナ關係カラ「現代」誌上ニ掲載サレマシテ、是ガ世間ノ物議ヲ醸シテ居リマスル一事ニ對シマシテハ、深ク恐縮致シマシテ、陳謝致サナケレバナラヌ次第ト思フノデアリマス。

巷間曰ク

……中島前商相の「足利尊氏」大要……或年の正月、俳友松瀬青々子と共に興津の清見寺に遊んで、足利尊氏自作の木像といふものを観た。「一見する所、所謂廣額豐頬、下彫れのしたる福徳圓滿の相で、寧ろ英雄豪傑らしい容子を認め得ない、青々子は、何といふ穏やかな風貌でせうと謂はれる、實に尊氏といふ人は個人としてのこの木像に現はれてゐる如き尊貴な品性の持主で、其の心情は宏博にして寛裕、その度量は洪大真に海の如きものがある。」余は偽りならず平素最も尊氏の人物に傾倒して居る。」史上、南北朝の争といふも、一言すれば公卿と武家との格闘であつて、足利氏はその門地の關係より、自然武人の擁立するところとなつて、偶々公家一統の政治に反對するに至つたのである、當時、建武中興の業成るには成つたが、公卿は時勢に疎く、政務に通ぜず、而して革新主義の新政に懐らざる武人階級は、足利氏に依りて鎌府以來の制度典禮を再興せんと企て、尊氏自身に於ても亦最初より頼朝を理想とし、其の遺法を繼承せんと志であつたから、建武新政との衝突は固より免るべからざる自然の勢ひであつた。」即ち南北朝の争は、公卿の進歩主義と武家の保守主義との衝突であつて、天空海淵の好漢足利尊氏は、偶々此の時代の潮に棹して、遂にクロムウエルの事業を行つたのである。」併しながら、尊氏個人としては、其の心に於て勝からず此の政治的立場を不本意としたることは、争ひ難き史上事實として認められる。」即ち渠は北條時行を鎌倉に伐つた時から、足利氏の家督も天下の政務も、共に弟直義に譲りたりと稱して、恰も隱居入道の如きを以て自ら居り、自身に政務に當つたことは全く莫かつた。」「梅松論」に、是は渠が君寵に浴しながら王師に抗するの已むを得ざることを悲しみ、復た天下の事を構ふまじと定めたるがためなりといはれてゐる。」また渠は矢矧合戦のことを聞いて、聞々の餘、建長寺に入りて出家に決し、既にその頭髮の元結を裁り、法体に成らうとしたが、一門從屬等の切なる勸説を排し難く、到頭、方々と共に弓

矢の義を専らにすべしと謂つて、道服を錦の直垂に着更へたるが如き事實も亦傳へられてゐる。」渠が後醍醐天皇の知遇を重しとして、軍と戦ふことの苦衷に堪へざりしことは、容易に之を察することが出来る、されば帝の崩するや、文を作りて之を祭り、帝の恩を述べて細々と悲愴の情を盡し、更にその菩提寺のために天龍寺を創建した。」尊氏に於て最も擁すべきは、其の夢幻國師との關係である。」渠は極めて正直なる佛教信者であつて、國師に直參して頼る必要を得た、その天龍寺を創建するや、直に國師を以て開山とした、上皇の天龍寺に臨幸して、親しく供養を行はせ給はんとしたとき、叡山の僧徒之を聞いて大いに憤り、臨幸を止め、勅願寺の號を廢し、開山の國師を流罪に處せんことを強訴したことがある。」そのとき渠は、山門僧徒の強訴は故なき事なり、棄て、省る勿れとて、斷乎として之を斥けて居る、渠の參禪に熱心なる、酒に酔ひし後と雖も、屢々正座して禪理を究めたなどいふことが「梅松論」に記されており、國師の結庵せる洛西の西芳寺などには、屢々赴いて法談に侍したやうである。」或る春の櫻花爛漫の折に、西芳寺に法話の席が設けられて、尊氏も之に臨んだ、そのとき國師の誅める歌に、

心ある人の訪ひ来るけふのみぞあたら櫻のとがを忘る、

といふがあり、又或年の初雪のとき、尊氏は此の雪を踏み分けて、國師をその庵居に訪づれた、國師は、

訪ふ人の情の深きほどまでは積りもやらの庭のしら雪

とよんで尊氏來臨の誠意に應へてゐる、千載の下、猶兩者の交情を僅ぶに足るものがあるではないか。」國師曾て尊氏を評して、

第一に御心強うして合戦の間、身命を捨てたまふべきに臨む御事、度々に及ぶといへども、笑を含んで怖畏の色なし。

といふて居る、實に渠は如何なる事變に逢ふも、曾て恐怖といふものを感じたことは莫く、戰場に在りて命を棄てざるべからざる危急の場合に臨んでも、その顔色は猶怡々然たるものがあつたといはれてゐる、延元元年の正月、洛中の合戦には一旦死を決するまでには憚りに敗北し、丹波篠山より播磨の印南野に出で、兵庫を指して落ちて行つた、その途すがら、

今むかふ方は明石の浦ながらまだ晴れやらぬ我おもひかな

など、渠はかゝる事態の下に在つても、猶心静に和歌を案する程の餘裕を存してゐる。渠亦澹淡その身を持って、毫も邊幅を修めず、而かも其心は廣大無差別にして、人に對しては之を信じ、之に任じて疑はず、物に對しては殆んど自他の別なく、何物にもその心を拘へられなかつた、夢想國師は之に就て、

尊氏朝、御心廣大にして物惜みの氣なし、金銀土石をも平均に思召して、武具御馬以下のものを人々に下したまひしに、財と人となを御覽じ合ひすることなく、御手に任せて取り玉ひけるなり。

と謂ふて居る、(下略)以上の歴史公論所載、文學博士沼田頼輔氏の足利尊氏論批判ニ引用シタル所デアル。

○栗原委員 中島商工大臣ノ只今ノ御答辯、今ハ左様ナ信念ヲ有ツテ居ラナイ、又恐懼シテ居ル、斯様ナコトハ諒ト致シマスルガ、併ナガラ苟モ 陛下ノ御信任ヲ厚ウシ、國務大臣ノ御席ニ就カレテ居リマスルアナタガ、而モ堂々トアナタノ名ヲ以テ、國民ノ前ニ足利尊氏ノ人物ニ平生傾倒シテ居ルト言ハレテ居ル、國民全体ノ教科書ニ於テモ、或ハ其他ノ修身資料ニ於テモ、俱ニ天ヲ戴カザルモノデアルト、ハツキリ教ヘテ居ルモノヲ、アナタノ名ヲ以テ此雜誌ガ日本國中ニ配ラレテ居ルト云フコトニ對シテ、ドウ御考ニナツテ居リマスカ、平氣デ居ラレルト云フニ至ツテハ、私ハアナタノ信念ガ未ダニ改マツテ居ラナイノデハナイカト、疑ハザルヲ得ナイノデアリマス、此問題ニ對シテ、アナタハ是カラ如何ナル態度ヲ御執リニナル御考デゴザイマスカ、唯恐懼シテ居ルト云フ一事ヲ以テ、是程大キナ問題、即チ今思想問題ノ最モ喧シク叫バル、此秋ニ於テ、苟モ亂臣賊子俱ニ天ヲ戴クベカラズト、國家ガ教ヘテ居ル其尊氏ニ對シテ、國務大臣ガ之ニ傾倒シテ居ルト云フヤウナ文字ヲ、堂々ト天下

ノ大雜誌ノ上ニ發表シテ、唯濟マナカツタ、今ハ思想ガ違ツテ居ル、十六年モ前ノ事ダト言ツテ、之ヲ一小事ノ如ク御取扱ニナルアナタノ信念ニ對シテ、私ハ尙深イ疑ヲ有タザルヲ得ナイノデアリマス、併ナガラアナタニ對シテ是以上ニ追窮致シマセヌ、アナタノ良心ガアルナラバ 上陛下ニ對シ、下國民ニ對シテ、速ニ是ガ謝罪デアルト云フ、御行動ヲ執ラルベキモノナリト私ハ斷定シテ、モウアナタニハ御伺ヒ致シマセヌ、唯陸軍大臣、海軍大臣ニ對シテ御尋申上ゲマス、商工大臣ガ亂臣賊子トシテ、日本ノ教科書ニ於テモ、俱ニ天ヲ戴カザルモノナリト教ヘテ居ル、其足利尊氏ノ人物ニ平生傾倒シテ居ルト云フヤウナコトヲ、雜誌ノ上ニ堂々ト御書キニナツテ、是ガ日本ノ皇軍ノ精神ニ反シテ居ラナイト御考ニナツテ居リマスルカ、又皇軍ノ教育上、若クハ日本國民全体ノ教育ニ於テ、非常ニ差障リノアル問題ト御考ニナツテ居リマスカ、兩大臣カラ別々ニ御答ヲ御願申上ゲマス。

郷黨曰ク

彼レ栗原代議士ガ得意満面、鼻端、火ヲ噴キ、肩頭、風ヲ生ズルノ状態、之レヲ想見スルニ難カラズデアルガ、而カモ其ノ心事ヲ分拆スレバ、恰カモ澤庵瀆ノ腐リタルガ如ク、一見直チニ鼻ヲ掩ハズンバアラズテ有ツタ。

(ソレハ一歴史論ヂヤナイカト呼ブ者アリ)

○栗原委員 歴史論ヂヤナイ、三百代言ノヤウナコトヲ言フナ、現實現ハレタル此問題ニ付テ論ズルノニ、歴史論トハ何ダ。

○前田委員長 栗原君靜ニ

(「國務ヂヤナイ」ト呼ブ者アリ)

○栗原委員 國務ヂヤナイトハ何ダ、國務ヂヤナイカ、立派ナ國務ダ、國務ヂヤナイト馬鹿ナコトヲ言フナ。

○前田委員長 栗原君、私語ヲ禁ジマス。

(「人物論ヂヤナイカ」ト呼ブ者アリ)

○栗原委員 人物論ヂヤナイ、商工大臣ノ行ヒノ上ニ行ハレタル現實ノ問題デアアル、(「黙レ」ト呼ブ者アリ)之ニ對シテ人物論デアルトカ、歴史論デアルトカ言ツテ、葬リ去ラントスルアナタ方ノ態度ハ、果シテ日本國民ノ態度デアルト言ヘルカ。

巷間曰ク

大蔵省疑獄事件摘發の當初から噂の中心となつて居た前商工大臣、男爵中島久萬吉氏(六二)は五日午前三時すぎ突如東京地方検事局の召喚を受け、葉山西浦岩倉氏別邸から自動車で出發、同七時裁判所に到着、直に構内調査に入り、岩村檢事正立會のもとに枇杷田主任檢事が取調を開始した、檢事局は去る五月十九日黒田前大蔵次官、二十一日大久保前銀行局長等大蔵省關係者五名を(「職罪(收賄)で起訴、收容して以來一ヶ月半に亘り疑事件の真相を究明して來たが、中島男に對する動かすべからざる確證を握り、然も事件の中心人物であることが判明、斷乎召喚する事になつたもので、同男の取調べに依つて事件は益々廣汎且つ深刻なものとなり、司直のメスの觸れる處各方面から矢繼ぎ早に關係者が登場するものと見られて居る、中島男は五日取調べを一旦打ち切り、近日中に召喚取調べを續行する事になつて居り、従つて五日夕刻迄には歸宅を許す方針だが、再召喚の際には(「職罪で起訴、收容されるものと見られてゐる。(昭和九年七月六日國民新聞)

○前田委員長 栗原君私語ハ禁ジテ居リマス。

(「御門違ヒヂヤナイカ」「文部大臣ニ聽イタラドウダ」ト呼ブ者アリ)

○栗原委員 イヤ、門違ヒヂヤナイ、是ハ皇軍教育ノ上ニ於テ、差障リガアルカナイカト云フコトノ御答ヲ願フ

ノデアアルカラシテ、陸海軍大臣ニ御答ヲ願フノガ當然デアリマス。

○前田委員長 栗原君、陸海軍大臣共ニ御答辯ガアリマセヌ。

郷黨曰ク

正サニ是レ如何ニ化ケテモ、化ケ物ハ正物ニ若カズノ證據デアアル。

○栗原委員 御答辯ガナケレバ、此問題ニ關シテハ、陸海軍大臣共ニ御答辯出來ナイト云フコトハ、兩大臣ハ御肚ノ中ニ於テ、困ツタコトダト、斯ウ御考ニナツテ居ルモノナリト私ハ考ヘル、兩大臣ニ御同情ヲ申上ゲマシテ強ヒテ御答辯ヲ要求致シマセヌ、私ノ質問ハ是デ打ち切りマス。

郷黨曰ク

亦タ是レ爾ニ出ツル者ハ爾ニ歸ヘルノ類デアアル。

## 其二、足利尊氏禮讚ノ條

昭和九年三月一日發行ノ「日本魂」ハ「矛盾多き代議士生活の暴露」ト題シテ曰ク「中島前商相と、栗原氏との間に繰返された尊氏論は、其後貴族院の論議に上り、遂に商相辭職とまで發展したことは天下周知の事實であるが、さて此の尊氏禮讚論攻撃者が、果して國體擁護の至純なる氣持ちでやつたかどうか、政争問題を離れて逆臣の禮美を否定するの論議を構へ、國民忠誠の至念を涵養せんとするは大によい、然るに衆議院に於ける商相攻撃の鬪將であつた栗原氏は、尊氏に對して如何なる考へをもつて居るのであらうか、我等は先づ此問題からして検討してかゝらねばならぬ、若しかゝる眞剣なる精神問題を拉へて、政争の具に供したものとすれば、それは容易ならぬ曲事である、去る二月十七日の東京朝日新聞は、「政治惡の根源をたゞせ」と題する論文の冒頭に「尊氏論で中島商相の止めを刺

したからといつて、三室戸子爵が大楠公の再来と尊敬する人がないやうに……」と書いて居るが、然らば栗原氏は果して尊氏排撃論者であり、東朝子の所謂「大楠公の再来」の如き氣持を以て、中島男の尊氏讚美論を痛撃したのであるかどうか、我等の所見によれば、栗原氏は大の尊氏讚美者なりと断定することが出来るのである、云々。

又同日發行ノ「歴史公論」ニ「足利尊氏の墓、憤激を買ふ」ト題シテ曰ク「足利尊氏の墓は、鎌倉在山の内真壽院に現存して居るが、世を擧げて非難の的となつて居る逆臣の墓は、高さ約五尺の五輪塔で、見る者の憤激を買ひ、足跡にされて倒されたり、周圍の土手を破つたり、痰を吐きかけたりして、今では墓石も破壊し盡され、僅かに一部を残すだけの、みぢめな姿となつたので、住職は竹垣を圍らし、土手を築いて、人を入れぬ様にして居るが、それでも月の内、三、四回は墓が倒されて居ると云ふ事である。

却説、本問題ノ足利尊氏禮讚ノ歌ハ、栗原彦三郎著作、大正十五年十二月十五日、中外新論社發行、詩歌集「あら木のみ、」ノ中、三四二頁ヨリ五四五頁ニ亘ル長篇ニシテ、定メテ不眠不休、以テ渾身ノ心血ヲ傾注シタルモノナルベク、試ミニ中島前南相ノ前記所論ニ比較スレバ足利尊氏追慕ノ程度ニ於テ、其ノ差、實ニ月電雲泥モ言ナラズ、青天白日ノ下、衆議院ノ壇ニ登リ、中島商工大臣ニ對シテ、平然被レガ如キ言爲ヲ敢テシ、以テ公明正大ナル天下ノ耳目ヲ欺瞞シ果サント欲シタル其ノ心理状態ハ、到底常識ノ判了シ得ル所ニ非ラズ、今マ左ニ其ノ要點ヲ掲記ス。

### 鐵窓の下に歌へ——

△明治三十三年十二月十九日、東京控訴院ニ於テ……………△明治三十五年十二月二十五日、大阪控訴院ニ於テ……………

△明治四十四年七月二十四日、東京地方裁判所ニ於テ……………△大正四年四月一日、東京區裁判所ニ於テ……………

△大正十二年七月十九日、東京控訴院ニ於テ……………

### 足利尊氏の歌——

(前略)戀も情も我が胸の、心の琴の緒に觸れず、そも吾何を歌はんか、然り然り、地下に泣く英雄尊氏のために、史家に恵まれざる、大偉人のために、似非愛國者に、のろはれたる大愛國者のために、我が万石涙を注ぎ、我が滿身の情熱を迸らし、思ふが儘に歌ひ、歌ふが儘に想ひ、彼が靈をなぐさめ、吾は吾が心を鎮めむ、嗚呼英雄らしき英雄尊氏よ、世擧げて汝を嘗るも、茲に知己あり吾は、汝が不逞の心なきを知り、汝が皇基万歳のために、國家民生のために、深く心を傷めしを知る、社稷民生を憂る眞の大忠、汝を措て當時他に誰をか數へん、嗚呼地下に恨みをのむ英雄の靈よ、盲人の象を評する如き、流俗の言を咎むるな、眞偽を辨せぬ愚痴呆の、其の無理解を怒るなよ、狂人のたはごとの如き、世論をむしろ憐れめよ、吾は吾は我胸の焚ゆる眞の火を以て、汝が蔽はれし史上の汚塵を焚き、汝が胸底の光明を、天地の間に輝かさむ、(中略、三四九頁)尊氏は王氏の末、武將の門地に生れ、尊皇民主思想の苗床、我が野州に人となり、忠孝節義を旨とする、家教の中に育ち、文武に精通し、智勇の聞へ高く、この人こそ傾ける源氏を起し、無道の平氏を亡し、叡慮をやすめ世を治む、末頼母しき公達よと、人々はほめた、へぬ、長じて尊王の志ふかく、武を鍊り兵を調へ、只管風雲の到るを待つ、ア、建武中興の大業は、はやく彼が胸中に成る、(中略、三五二頁)ア、蒼龍起て風雲に乗ず、雄飛知るべきのみ、尊氏起て尊皇の大義を唱へ、鐵鞭一度西を指せば、兩六波羅立ち處に破れ、手を擧げて東に令せば、賊臣悉く誅に伏す、聖駕を平安に迎へ奉れば、百官舊に復し帝京急に賑ふ、天日始めて輝き、万民太平を謳ふ、ア、建武中興の業は、上



に聖帝あり、下に尊氏あり、皇基これが爲に確く、大業茲に始めて成る、尊皇第一の功、誰か他人の盜を許さむ、榮冠彼が頭に輝き、億兆心より之を祝ふ、明月雲蔽ひ易く、好事魔多し、ア、悲む可し、小人讒を構え、汝の麟鳳を指て鷓鴣と爲し、汝の忠烈を指して逆徒と呼ぶ、潔士正成あつて克く汝が心事を知り、汝が忠孝節義を稱すれど、佞臣左右に讒し征伐を強へ、征討の師は已に東に向ふ、(中略、三五二頁) 尊氏は尊皇の花競ひ咲く、毛の國樺崎の御所に生る、ア、この偉人を産める樺崎は如何なる處ぞ、(中略) 尊氏はかゝる平和の天地に生長し、氣量も人に秀れたるを、彼が母は朝に夕に、「御躬ならでは一門の棟領と仰がれ、叡慮を安じ奉りて、源氏を再興し忠孝を全ふし、名を万代に輝かす人はあらず」と、文武の道を勵まし庭訓怠らず、嗚呼家は是れ忠孝文武の家、人は是れ王孫將相の資、志は動皇第一の功にあり、天下誰か祝福せざる者ぞ、(中略、三五八頁) 古き源氏の餘德盛ふ、勤王の士は今や世に滿ちたり、只一人の大將を得ば、天下は一擧に定るべし、吾久しく其の人を求むるに卿と新田氏の外にあらず、然るに新田の小太郎は、門地御躬にひとしけれど、文武の道暗く、智勇少なく度量もなし、新田は卒の將たるもの、御躬は將の將たるもの、(風來上人の言に托して、中略) 天下は將に亂れ、智仁勇を備し、名將多く世に出でん、サレド撥亂反正の、其の英雄は只一人、兩野の内に起らむ、名ある源氏の嫡流より、必ず起る運勢あり、小太郎か治部か、一度天下を平けて、叡慮を安め奉り、名を千歳にとゞむべし、吾が八道の猛將に、高時入道の横暴を憎み、源氏の徳を思ひ慕はぬ者なし、サレバ足利新田兩將の、一度義旗をひるがいさば、百万の兵は忽ち集らん、吾いく度か召されて、此の兩將を見るに、小太郎は人品やさしき處多けれど、智勇膽略治部に劣る、天下は治部のものならん、(五郎入道正宗の言に托して、中略) 尊氏の一軍は、未明に

都を立ち出で、桂河原のほとりにて、軍の神を祭り酒盛してぞ居たりける、斯くて數刻を経たる後ち、六波羅破れ大將已に打たれぬと、とり／＼の風説在りければ、尊氏は靜かに馬を打たせつゝ、大江の山を打ち越えて、篠村指して行かれける。(中略、三八九頁)

巷間曰ク

此ノ時、長レ多クモ繪旨ト院宣トノ兩天祥ヲ懷中シ居タル老繪至極ノ足利尊氏ハ、篠村八幡宮ノ社前ニ陣スルニ及ビ、一ノ願文ヲ奉納セリ、其ノ願文ニ曰ク、敬白、立願ノ事、右、八幡大菩薩ハ、王城ノ鎮護、我家ノ廟神ナリ、而シテ尊氏、神ノ苗裔トナリ、氏ノ家督トナリ、弓馬ノ道ニ於イテ、誰人カ優異セザラン哉、之ニヨツテ代々朝敵ヲ滅シ、世々兇徒ヲ誅シ、時ニ元弘ノ明君(後醍醐天皇)神ヲ崇メンガ爲、法ヲ興サンガ爲、民ヲ利センガ爲、世ヲ救ハンガ爲ニ、繪旨ヲ成ラセラル、コノ間、義兵ヲ揚グル所ナリ、然ル間、丹州ノ篠村宿ヲ占メ、白旗ヲ掲木ノ本ニ立テタリ、爰ニ彼ノ木ノ下ニ一社アリ、コレヲ村民ニ尋メルニ、所謂大菩薩ノ社壇ナリ、義兵成就ノ先兆、武運頓速ノ靈瑞ナリ、感涙暗ニ催シ、仰信憑アリ、此ノ願、忽チ成リ、我が家、再ビ榮エバ、社壇ヲ莊嚴ナラシメ、田地ヲ寄進スベシ、仍テ立願件ノ如シ、元弘三年二月二十九日、前治部大輔、源朝臣尊氏、敬白。

巷間曰ク

尊氏ノ願文ヲ以テ補正成ノ願文ニ比スレバ、其ノ心事ノ陋劣ナル一讀直チニ唾棄スベシ、即チ正成ノ願文ニ曰ク、夫レ法華經ハ、五時ノ肝心、一乘ノ藏腑ナリ、斯ニ據リ三世ノ導師、此ノ經ヲ以テ、出世ノ本體トナシ、八部ノ冥業、此ノ典ヲ以テ、護國ノ依怙トナス、就中、本朝一州、圓機純熟シ、宗廟社稷、護持感應スルコトハ、僧史ノ載スル所、緯、緯ニ具レリ、爰ニ正成、悉シク朝憲ヲ仰イテ、逆徒ニ敵對スルノ刻、天下靜謐ニ屬シ、心事若シ相協ハ、毎日當社賣前ニ於イテ、一品ヲ轉讀スベキノ由、立願先ヅ畢ハンマ、仍ツテ一部ヲ新ニ寫シテ、宿念ヲ果ス所、件ノ如シ、敬白、建武二年八月二十五日、從五位上行左衛門少尉河内守橋朝臣正成敬白。

所詮天下は今一度、武家の天下となりぬべし、天下を得んとする者は、新田赤松北畠、又大塔の宮ならん、され

ど赤松北畠、之等は物の數ならず、今や天下の人名は、凡て御躬の上に在り、天下は君のものならん、されば新田は大塔の宮と心を合せ、公に逆徒の名を負はして、打ち亡さん企あり、吾が目あやまつ事なくば、ことは意外に起るべし、(楠正成の言に托して、中略)時に執權直義は、兵備も更にあらざれば、所詮戦ふ能はずと、將軍の宮を相具して、鎌倉を落ちけるが、預りありし護良親王を、此の儘留めまへらせば、敵や失ひ申すべし、若し失ひ申さずとも、敵と合体候はゞ、國の憂の種ならんと、勅許を願ふ暇なく、足利氏の所領にて、山水明媚の名も高く、氣候もいとうるはしき、野州黒袴の宮に、妃嬪御子乳母まで移し奉り、いとも手厚く禮遇し奉らしむ、宮の御坐所は今も尙ほ、古跡確かに残れるを、斬れりと誣ひし讒奏の、世に傳ふるぞいふかしき、(中略、四三一頁)尊氏程の英雄を、新田百人あればとて、如何にしてかは討つを得ん、且つ足利に不忠なく、討つべき道理更になし、あはれ無名の師を起す、又足利も賊名を、已に受けたることなれば、新田の勢を打ち破り、都に上り大君の、前に忠義を誓ふより、外に詮すべあらざれば、必ず大に應戦し、都に入るは近からん、公家の政治を怒り居る、天下の武夫は奮起して、足利に従はんは火を見るより明かなれば、天下之れより動亂し、あはれ數万の兵の、命は太刀のさびたらん、實に足利尊氏は皇天の、降し給へし武將なり、之を是非なく敵として、征伐の論旨賜へし今上は、あ、如何なれば斯く迄に、御運拙きことならん、(楠正成の言に托して、中略)茲に足利尊氏は、船の屋形に打ち登り、敵を如何にと見渡すに、菊水の旗押立てし、正成公の軍勢は、いとも淋しく見えければ、見よや人々尊氏は、楠公殿と充分の、戦争せんと樂しみに、今日を待ちたる甲斐もなく、正成公のあの小勢、憶病神の義貞は、公が智勇を恐怖して、兵を分けざるものならん、戦は已に勝ちたれど、惜しき事には楠公は、今

日は打死せらるゝぞ、あの忠義なる英雄の、最後の状を見届て、末代迄も言傳ひ、人の叢となすべしと、稱賛すれば居併べる、大將達は口々に、正成公も偉なれども、敵を斯く迄譽めはやす、雅量も偉なりと嘆じける、(中略、五二三頁)

**慈問曰ク**

逆賊尊氏ニ果シテ此ノ雅量有リシヤ、嗚語モ加減有リト知ルベシ、楠正成ハ在世當時、尊氏ヨリ却ツテ逆賊ヲ以テ處理セラルシ事實ハ、其ノ死後二百三十年ヲ経タル永祿二年十二月二十日ヲ以テ正親町天皇ノ下シ賜リタル詔勅、炳焉トシテ日星ノ如シ、曰ク、建武ノ比、先祖止成朝敵タルニヨリ、勅勅ヲ被リ、一家ニ沈淪ス、然ルニ今、其ノ苗裔トナリ、先非テ悔ヒ、恩免ノ事、歎キ申シ入ル、ノ由、聞シ召サル、者ナリ、彌々奉公ノ忠功ヲ抽ンズベク、由テ天氣此ノ如シ。

徐ろに尊氏の心事を歌はんとするに、突如として起床の振鈴鳴り、獄吏早くも人員を點呼し來る、嗚呼万事休す、嗚呼万事休す、(下略)

**慈問曰ク**

嗚呼万事休スノ一片語、果然讓ヲ爲シ、因果觀面、栗原代議士ノ政治的全生涯モ亦々、茲ニ万事休スルニ至ルヤ必セリ焉。

**又曰ク**

栗原代議士得意ノ作タル足利尊氏讚美ノ歌ハ、所謂自繩自縛、自及自殺ノ運招ギ、彼レ自身ノ嘆息セル万事休スノ一事實ハ、昭和九年二月二十七日ノ日本新聞記事ニ顯然タリ、曰ク「中島前南相の足利尊氏論に對し、最先きに火蓋をきる輿論喚起に點火せる國民同盟代議士栗原彦三郎氏は、意外にも中島男より以上の尊氏讚美論者であることを判明し、自己の非を掩ふて他を糺彈する二重人格者として、愛國團體より痛烈なる彈劾を受け、一言辭解の餘地もなき窮地に陥り、このまゝ、國民の選良として議場に臨むときは、益々事態を悪化させるものと見られてゐる、即ち大正十五年暮、上梓せる同代議士の詩集「あら木のまゝ」の編中「鐵窓の下に歌ひし、足利尊氏の歌」中「史家に惠まれざる大偉人のために」「嗚呼英雄らしき英雄尊氏よ」「上に聖帝あり下に尊氏あり」等々、見るに

堪へざる大逆文字を羅列し、堂々これを公刊してゐるに對し、まづ建國會憤然として、征矢を放つこととなり、昨二十六日午前十時半、同會代表、深澤源造、河野康男、松岡清信の三代表、院内に栗原代議士を訪れ、詩集「あら木のまゝ」を突きつけ、その非武士道的二重人格態度を糾弾し、左の如き自決勸告書を手交し「罪を天下に謝せ！」と強談して引上げたが、栗原代議士は頗る狼狽し、「詩集は十年前の著書にして、現在は全く心境異り、斷じて尊氏禮讃の意志なく、御諒承願ひたい」と答へてゐるが、心境の變化は前商相の場合も同じく、意味を爲さざる答辭として、糺彈の烽火を浴びる模様であり、他の愛國團體も、この成り行きを極度に警戒してゐる。「自決勸告書、拜啓、貴下が今議會に於て不逞中島久万吉に對し、尊氏讚美の非違を叱呼せられしは、國民の總意を代表せるものと、深く敬意を表する所に候、然るに我等は最近貴下の奇怪極る詩文を發見し、不逞不義、惡慮無道の非國民たる貴下の正体を知るに及び候、即ち大正十五年書肆中外公論社出版の貴著詩集「あら木のまゝ」編中の「足利尊氏の歌」は全篇徹底的に尊氏禮讃であり、忠臣を護臣、佞臣と斷じ、神聖なる國史を「盲人の象を評する如き流俗の言」と貶したり、我等は右事實に依據し、貴下を盜人猛々數き非武士道的態度、併せて天人共に許さざる罪科を、嚴肅に糺彈致す者に候、夫れ他を責むるには、先づ自ら直ぐ爲可しと、依つて我等は、今議會に於ける貴下の中島男に對する質問の全文を貴下に心讀休讀し、自決以て天下に謝せられんことを勸告仕候、昭和九年二月廿六日、建國會本部栗原彦三郎殿

又々曰ク

其ノ翌、二十八日ノ同新聞ノ記事ニ曰ク、國民同盟代議士栗原彦三郎氏の尊氏問題に關し、前日自決勸告書を突き付けたる建國會は、昨二十七日正午會長赤尾敏氏、院内に栗原氏を訪れ、態度決定を迫つたに對し、栗原代議士は、詩集「あら木のまゝ」は發行部數極めて少く、送附先も判明し居れば、直ちに買戻し、建國會立會の下に、悉く之れを焼却し、國民に對しては新聞紙に謝罪文を掲載して、その罪を謝する意志表示を爲す決心を披瀝して諒解を求め、代議士辭任に關しては、黨先輩の意向を基礎に、善處する旨を明言し、會見四十分、再會を約して別れた、一方平野鐵舟、中村新八郎兩氏は午後六時、赤尾敏氏を同伴し、麻布の私邸に安達國民同盟總裁を訪問し、栗原代議士の著書に關する國盟側の眞意を質し、その處置に對し國民的非難を浴びるの愚に出でざることを警告

した、(因に記す、同日の都新聞にも亦た同一の記事掲載せらる)

又々曰ク

欲ハ度ヲ敗リ、權ハ禮ヲ敗リ、厥ノ躬ニ速戻ス、天ノ作セル孽ハ猶ホ違タベシ、自ラ作セル孽ハ逆ルモカラズ。」トハ書經ノ或ムル所、殷ノ盤、遠カラズ、近ク、最モ近ク栗原代議士ノ身ノ上ニ在リ、大方ノ諸君子、解セリヤ。

郷黨曰ク

栗原代議士ノ著「あら木のまゝ」ハ獄、獄中ニテ雀ニ寄セシ歌、獄中ヨリ吾ガ妻、獄中ニテ咏ヘル自由、本問題ノ足利尊氏ノ歌、重罪囚ノ嘆、入獄十首(絶句)、獄中之作二首(律詩)、等ヲ輯メ其ノ全頁ノ過半ヲ埋ム、亦タ以テ彼レカ如何ニ監獄生活ニ親ミシカチ推知スルニ難カラズ。

### 其二、足尾質問提出ノ條

昭和九年一月三十日(火曜日)午後一時開議(議事日程第七號)

○議長(秋田清) 是ヨリ會議ヲ開キマス、質問一、栗原彦三郎君提出、足尾銅山鑛毒ニ關スル質問ヲ許可致シマス——提出者栗原彦三郎君

足尾銅山鑛毒ニ關スル質問主意書

栃木縣上都賀郡足尾町所在足尾銅山ハ明治三十年五月二十七日政府ノ命令セル足尾銅山鑛毒豫防命令ニ基キ毒泥渣堆積場ヲ築造シ採鑛精鍊等ニ因リテ生スル一切ノ處置ハ舊鑛毒被害地方農民ノ今日最心痛スル所ニシテ殆ト其ノ業ニ安セサルハ當然ナリ政府モ亦今ニ於テ休山後ノ毒泥渣處置ニ關スル所信ヲ明ニシ被害地方百万農民ヲシテ其ノ業ニ安セシムル義務アリト信ズ依テ内閣總理大臣又ハ内務大臣ニ於テ左ノ各項ニ對シ懇切ナル御答

辯アラムコトヲ望ム

- 一 足尾銅山休山後ノ堆積毒泥渣ノ處置ハ政府自ラ其ノ責ニ任スルモノナリヤ
- 二 足尾銅山休山後ノ堆積毒泥渣ノ處置ハ栃木縣ヲシテ之ニ當ラシメ且其ノ費用モ縣ヲシテ支出セシムトスルヤ
- 三 足尾銅山休山後ノ堆積毒泥渣ノ處置ハ鑛業者ヲシテ之ニ當ラシムル所存ナリヤ  
右及質問候也

銅山曰ク

當山は慶長十五年足尾村の農民が銅脈を發見したのに創まり、日光産禪院の産主の具申によつて、幕府の直轄銅山となり、足尾銅山と稱し、その翌年、銅吹きを始めた。當時幕府は足尾の産銅を以て日光、芝、上野等諸廟の築造に供し、江戸城擴築の際には、其の屋根瓦に使用したことは世人の熟知するところである。承應より貞享の頃にかけて、足尾銅山の産銅は一年二百五十万斤に及んで、全國の首位を占め、寛保の頃、足尾の錢座では、銅錢寛永通寶を鑄造した、裏面に「足」の字のある方孔銅錢がこれである。其の後、幾多の盛衰を経、幕末には續況最も振はず、明治初年、一時日光縣の所轄となり、明治四年民業に移り、同十年古河市兵衛翁の手に歸した、爾後刻苦經營數ヶ年、十六年に至つて富嶺脈、横間歩編の發見となり、漸く事業好轉し、以後順調なる發展を遂げ、無数の鑛脈と數多の河鹿の發見相次ぎ、以て現在の大なるに至つた。鑛區の面積は、探掘に於て五百四十餘万坪、試掘に於ては四百四十五万坪に及んでゐる。(中略)河鹿の最大なるものは、水平斷面積三万平方尺餘、高さ九百五十尺餘に達し、その量の豊富と品質の優良とは、共に宇内に冠たるものである。(中略)坑口は通洞、本山、小瀧の三方面にある、通洞の大坑道は高九尺、幅十尺で長さ一万三千六百七十尺に達し、坑口から九千三百尺の所が、丁度本山、小瀧兩坑道の直下になつてゐる、通洞坑口は海拔一千九百八十五尺であるが、此大坑道を基準として、約百尺の間隔で、上部に十八段、下部に十二段の坑道が開け、宛然上下三千尺、三十階建の大ビルディングで、縱横

に廊下が通じ、エレヅエターが各所にある、大廊下には複線電車が走り、排水溝があり、壓搾空氣を送る鐵管が通り、電燈が輝いてゐる、普通の坑道でも、高さ七尺、幅五尺で、電燈があり「ガソリン」機關車が動いてゐる所もある、加之、地下には變電所、ポンプ室、捲揚機械室、事務室もあり、多數の電話も備付けてある、此様な大坑道以下の各坑道を延長すると、三百二十哩となる、これは丁度東京京都間の鐵道距離に相當し、又、足尾上野兩縣間の鐵道距離の約三倍に當るのである。(中略)昭和七年度に於ける當山の鑛産額は、左の通りである、△粗銅一四、七七八、九一九△金、一二八、九〇二△瓦△銀、一五、九三四、〇八四△瓦△錳、三三、〇七八△錳鉛合金、一五九、八七八△粗製亞砒酸、一、五八五、八七一△精製亞砒酸、一四三、二五六△粗銅のアノードは日光精銅所へ送られて電氣精煉せられ、初めて電氣銅として市場に出される。銅の用途は其約六割が銅線で、約二割が銅板又は真鍮板となり、残りの二割が棒管軍需特殊品、造船造車特殊品、造幣等に用ひられる。(足尾銅山概要、昭和八年五月五日印刷)

○栗原彦三郎君 (前略)私ノ質問ノ要點ハ、只今足尾銅山ニアリマスル所ノ約三百五十万立方坪ノ毒泥渣、此毒泥渣ガ今ニモ渡良瀬川ニ流出シマシテ、往年ノ鑛毒事件ト同ジヤウニ栃木、群馬、埼玉、茨城、千葉ノ五縣下ニ於テ、少クトモ百數十個町村ニ大ナル被害ヲ加ヘルノ憂ガアルノデアリマス、然ルニ足尾銅山ハ段々鑛脈ガ少クナリマシテ、何時休山シナクレバナライカ分ラヌト云フヤウナ運命ニ立至ツテ居ルノデアリマス、此鑛毒ヲ其儘ニシテ若シ休山スルヤウナ場合ガアリマスルナラバ、其跡ノ始末ハ一体誰ガスルノデアルカ、政府自ラ之ヲヤルノカ、足尾銅山ノ經營者ヲシテ此ノ鑛毒ノ扞止作業ヲ爲サシメルノデアルカト云フコトヲ御伺致スノデアリマス、(中略)又一面ニ於キマシテハ煙毒ト爲ツテ、此亞砒酸ガ關東ノ水源地帯デアリマスル足尾附近ノ森林ニ飛散リマス、烏ヤ獸ハ中々惘口デ、斯ウ云フ風向ノ時ニハ彼處へ毒ガ來ル、斯ウ云フ風向ノ時ニハ此處へ煙毒ガ來ル

ト云フノデ、小鳥ナドデモ煙毒ノ來ル溪谷ニハ巢ヲ掛ケマセヌ、獸デモ煙毒ノ來サウナ所ニハ滅多ニ行カナイノデアリマス、渡良瀬川ニ棲ンデ居ル水蟲デモ雨ガ降ツテ毒ノ流レテ來サウナ時ニハ、谷川ニ入ツテシマツテ此毒ヲ避ケルト云フ、是程ノ猛烈ナ毒ガアルノデアリマスルケレドモ之ヲ知ラナイ者ガアル。

郷黨口ヲ

栗原代議士の續毒演説は千篇一律、毎回同様、全然空想憑虚の語に外ならで、去る昭和六年二月三日の衆議院に於ても……栗原君、反對黨でも拍手だけはまんざらでない見え、いゝ氣持で「當局は續毒がないといつて居るが、あの邊の鳥がよく知つて居る、だから足尾に行くとみんな人間より鳥がリカウだといつて居る。」とやると、政友派から今度は彌次「蛇の方がリコウだッ」

(昭和六年二月四日の讀賣新聞記事)

私ハ只今ノ質問ヲ當局大臣デアアル商工大臣ニシナイデ、總理大臣及内務大臣ニ此質問ヲシタノハ、一体ドウ云フ譯デアアルカト申シマスレバ、日本國民ノ中デ幾ラ丁寧ニ話シテモ、續毒ト云フモノヲ到頭了解スルコトノ出來ナイ者ガ二人アル、蟲デモ魚デモ獸デモ續毒ヲ恐レ能ク知ツテ居ルノニ、日本國民ノ中デ二人ダケ幾ラ御丁寧ニ御説明申上ゲテモ、遂ニ了解出來ナイ者ガ二人アルノデアリマシテ、其一人ハ古河男爵デアリ、其一人ハ嘗テ古河男爵ノ番頭サントシテ、吾々續毒被害民ノ側カラ行ケバ、加害者ノ一人デアッタト思ハレル、只今ノ中島商工大臣其人デアリマス、ドウモ商工大臣モサウ馬鹿デモアルマイ、中々色々製鐵ノ問題デアルトカ何ト云フヤウナコトデ味ヲヤツテ居ルヤウデゴザイマスケレドモ、幾ラ説明シテモ此續毒ダケハ御分リニナラナイ、(中略)此處ニ御出デニナリマシタ齋藤内務次官ハ、嘗テ田中正造翁ガ此議會ニ續毒問題ノ質問書ヲ出シタ時ニ三回程賛成者若シクハ提出者トナツテ居ラレテ、續毒問題ハ最モ明ニ御存ジノ御方デアリマスルカラ、必ズ満足シ得ル答辯ガア

ルト私ハ確信致ス者デアリマス、重ネテ私ノ質問ノ要旨ヲ申上ゲマスルガ、アノ足尾銅山ハ既ニ續脈ガ少クナツテ、近キ將來ニ於テ休山シナケレバナライ運命ニアルガ、其二年先トカ、五年先トカ云フコトハ争ヒマセヌ、兎ニ角休山ノ運命近イノデアルガ、其休山ノ場合ニ於テ、此三百五十万立方坪ノ毒ヲ片付ケルト致シマスレバ、直チニ片付ケレバ一千万圓以上ノ金ガ入用デアルシ、是ガ年々流レ出サナイヤウナ作業ヲスルト致シマスレバ、少クトモ年々五十五万圓以上ノ金ガ必要デアルト云フコトハ、技師ガ明瞭ニ説明サレテ居ル所デアリマスガ、將來毒ガ流レ出サナイヤウニスル、即チ毒ヲ止メル所ノ扞止作業ハ之ヲ將來政府自身ガスルモノカ、或ハ栃木縣ヲシテ之ヲ爲サシムルモノカ、或ハ營業主ヲシテ之ヲ爲サシムルモノデアルカ、之ニ付テハツキリシタ御答辯ヲ願ツテ、地方民ヲ安心セシメタイト存ズルモノデアリマス。(下略)

郷黨口ヲ

由來栗原代議士は、陸に居て枝を折り、流を汲んで源を濁す、の陋弊に妙を得て居る、即ち國民同盟の政談演説に於て……私は元來人を推薦することをしては、私を推薦することには、其の人と爲りを克く調べ、犠牲的精神並に責任觀念の強い人でなければ、どんな人でも推薦しないと云ふ憲法を持つて居るのであります。(中略)東京イデオロギーとは何か、我國資本

本國、金融家は自己の慾望を充たさんとし、此の滿洲建國に依り權益を自己の手に收めんとする野望を持つて居るのであります。この新京イデオロギーの充満せる新京に軍人が居つては、自分の意にならないから、軍人を滿洲から歸國せしめ、然して昔日の大陸政策に依り、利益を自己の手に懸断さんと計劃して居るのであります。是れが所謂東京イデオロギーであります。故に軍部の代表たる林陸軍大臣は日夜血ミドロの活舞を續けて居るのであります。皆様の代表たる代議士諸君にして、第六十五議會に於て、之の點に關し、又は對滿洲國策に付て、一言半句の質問を爲した方がありませうや。ソレハ云ひ得ないのであります。既成政黨諸君は、既に財閥の金シバリになつ

て居るからであります、丁度本縣に例ふれば、彼の渡良瀬川に流る、續毒問題を論議する縣議の無いやうなものであります。古河財閥の金シバリに會つて居るからであります、(下略)(本年五月二十四日、栃木縣公會堂ニ出演シ、對滿國策ヲ論シ字都宮市民ニ懇フ、トノ題下ニ於テ)

又曰ク

卑近の例を示せば、恰かも長竿を以て天上の星を鼓き落さんとするが如しであるが、彼れ栗原代議士は、片腹痛くも其の毒下の山田某をして、後記の演説を敢てせしめたることがある……栗原先生再び當選する時は、足尾銅山に續毒問題で迫るから足尾銅山は不利益である、足尾町は上都賀郡の關係上、民政支部長高橋元四郎の地盤であるから、栗原先生を落選させれば目の上の瘤であるから、何が何でもタ、キ落せと、古河續業會社より高橋元四郎や、其の他、支部公認の候補者の手に莫大なる軍費が遣入つた、との風評がある、悪い事をして居る候補者を公認して、正義の血にもゆる栗原先生を公認せざる縣支部の奴等や、縣北の連中に對し、何が何でも栗原先生に當選させて一泡吹かしてやらねばならぬ、云々。(昭和五年二月十日、安蘇郡植野村東座ニ於ケル栗原候補者政見發表演説會ノ席上)

○議長(秋田清君) 政府委員齋藤内務政務次官

○政府委員(齋藤隆夫君) 栗原君ノ御質問ノ趣旨ハ謹ンデ委細拜聽致シマシタ、唯其中ノ田中正造翁ガ、此問題ヲバ嘗テ議會ニ論ゼラレマシタ時ニ、私ガ何カ賛成ヲシタトカ、署名ヲシタトカ云フコトガアリマスガ、私ハ其當時ニ於キマシテハ、マダ議員デハナカツタノデアリマスカラ、是ハ何カノ御間違デアラウト思ヒマス。(笑聲)(下略)

○議長(秋田清君) 政府委員岩切商工政務次官

○政府委員(岩切重雄君) (前略)栗原代議士ハ年々此問題ヲ以テ御質問ニナルノデアリマシテ、懇切丁寧ニ毎年

答ヘテ居ルト存ジテ居リマス、隨ツテ事情ハモウ能ク御承知ト考ヘルノデアリマスガ、ドウシテモ御分リニナラナイト見エマシテ(笑聲)毎年御質問ニナリマス、今御質問ノ要點ハ、足尾銅山ガ廢坑ニナツタラ今ノ現場ヲドウスルカ、泥渣ヲ誰ガ責任ヲ持ツカ、斯ウ云フ假定ノ議論デアリマスガ、商工省ノ鑛山局デ調べマシタ所ニ依リマス、今俄ニ足尾ノ銅坑ガ中止シナクレバナライヤウナ運命ニ到達シヨウトハ、今日考ヘラレナイノデアリマス、鑛脈ハ尙ホ現存シテ居リマスシ、更ニ最近非常ニ大キナ鑛床ガ發見サレマシタコトニ鑑ミマシテモ、亦國家ノ重要産業ノ上カラ銅ガ必要デアリマス以上ハ、當分ノ所、廢坑ニハナラナイト考ヘマスカラ、御安心アツテ然ルベシト存ズルノデアリマス、ソレカラ泥渣ガ附近ノ五十餘個町村ニ非常ナ損害ヲ與ヘルト云フコトヲ、年々御話ニナリマスガ、是ハ政府並ニ當業者ガ年々約三十万圓内外ノ經費ヲ支出致シマシテ、此鑛害ノ除去ニ努力シテ居リマシテ、今日ハ大シタコトハナイト考ヘマス。(下略)

○栗原彦三郎君 只今岩切商工次官ノ御答辯ハ、實ニ驚人ツタ御答辯デアルト言ハナケレバナリマセヌ。(中略)私ガ此毒泥渣ヲ流レ込マナイヤウニスル扞止工事ノ責任ハ何レニアリヤト云フ質問ニ對シテ、顧ミテ他ヲ言フテ、ソレハ五年、三年ニハ山ガ止マラナイカラ假定ノ質問ダナンテ、三百代言ニアラズンバ、斯ノ如キ答辯ヲ爲ス者ハ、良心ノ無い者ト言ハナケレバナラナイノデアリマス。(拍手)ドウゾモット良心ノアル一國ノ政務次官ラシイ御答辯ヲ煩シタイノデアリマス、而シテ私ノ言フ要點ハ、五年、三年ヲ争フノデハナイ、幾年ノ後デモ宜シイカラ、若シ止メル場合ニ於テハ、誰ニヤラセルカ、又止メナイ場合ニ於テモ、今尙ホ足尾銅山ニ於ケル鑛毒被害民ハアノ毒ガ、或ハ山海嘯ニ依リ、或ハ大水害ニ依ツテ再ビ流出シテ、前年ノヤウナ鑛毒ノ大被害ヲ起シテハナラ

ナイト云フ心配ヲ致シテ居ルノデアルカラ、此毒泥渣ガ斷ジテ流レ出ナイヤウニスルト云フコトニ付テノ御答辯ヲ煩ハシタイ。(下略)

○政府委員(岩切重雄君) (上略)今日迄ノ足尾銅山ニ對スル被害問題ヲ振返ツテ見マスト、自ラ結論ニ到達スルト考ヘマス、ソレハ現在迄ノ足尾銅山ノ煙害問題、並ニ其他ノ問題ニ對シマシテ、政府ハ農林省モ、内務省モ、商工省モ、應分ノソレニ對スル經費ヲ支出シテ居リマス、尙ホ又當業者モ出シテ居リマス、隨ツテ將來ト雖モ双方總テノ者ガ寄ツテ、國家ノ大事ガ起ツタナラバ、之ヲ救済スルコトハ當然ダラウト私ハ考ヘマス。

○栗原彦三郎君 私ハ此程度デ質問ヲ止メタイト思ヒマシタガ、岩切商工大臣ノ(笑聲起ル)——商工次官ノ答辯ガ虚偽「ベテン」瞞着ノ甚シキモノデアリマスルガ故ニ、今一應御尋申上ゲマス、明治二十九年ノ大水害ニ依リ、足尾銅山鑛毒被害地方ノ蒙ツタ所ノ損害ハ、實ニ其年ニ於テモ一千万圓ヲ下ラズ、又其後ニ於テ鑛毒ノ害ガアルト云フノデ、免租ニナリマシタ所ノ町村ガ、實ニ八十五個町村ト云フ廣イ町村デ、其面積ガ二万四千町步、丁度飛彈ノ國ト同ジ廣サノ面積ガ、免租ニ相成ツタノデアリマス、然ルニ此被害民ニ對シテ、商工省、或ハ内務省、若シクハ政府ニ於テ、一錢一厘ト雖モ其被害ヲ賠償シタ事實ガアルカ、其事實モナイニ拘ラズ、政府ニ於テ之ヲ賄ツタナド、云フニ至ツテハ、實ニ驚人ツタル答辯ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス。(下略)

○政府委員(岩切重雄君) 只今私が申上ゲマシタコトハ、當時ノ被害民ノ救恤、其他ノ費用ヲ支出シタト申上ゲタノデハアリマセヌ、鑛毒問題、煙害問題ガ生ズルニ依リマシテ、内務省、農林省其他ガ左様ナコトガ起ラナイヤウニ色々ナル施設ヲ致ス經費ヲ其煙害問題ニ關聯シテ支辨シテ居ルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、例ヘバ國有林ニ手ヲ入レルトカ、或ハ砂防工事ニ金ヲ出ストカ、サウ云フコトニ依ツテ、左様ナコトガ起ラナイヤウニ、今日金ヲ出シテ居ルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、故ニ將來若シサウ云フ非常ナコトガアレバ、國家ト雖モ當然考ヘルベキコトニナルノガ結論デハナイカト、斯ウ私ハ申上ゲタノデアリマス。

巷間曰ク

足尾鑛毒事件で壇上に立つた栗原彦三郎君、議場に入る前、國同の控室でキエンを上げて曰く、鑛毒が流れ出す様になると小島はネアラを替へ、虫や澤蟹さへ逃げ出す……虫や小島でも知つてゐる足尾の鑛毒を知らないのは古河男爵と商工大臣だけだ、だから彼等は虫クラ以下だ、それだから今日の質問は總理と内務大臣にして、商工大臣は相手にせんよ、は、よかつたが、議場で岩切商工次官と渡り合つたので、友人が栗原君に「次官は虫クラ以上か」とやられて、流石の栗原君もギヤァン。(本年一月三十一日ノ報知新聞) 當意即妙、寸鐵正サニ他ノ肺腸ヲ抉グル、痛快々々。

昭和九年二月九日(水曜日)午後一時三十四分衆議院豫算委員第五分科(農林省及南工省所管)開議、出席者主査青木精一、委員高田耘平外八名、兼務樋口典常外十名、商工大臣男爵中島久万吉、政府委員福田庸雄、(商工省鑛山局長)外八名

- ………本書ニ關係ヲ有スル拔萃………
- 青木主査 午前ニ引續イテ開會致シマス——高田耘平君
- 高田委員 極メテ簡單ナ問題デスガ、足尾銅山ノ鑛毒ニ關スル問題、否、鑛毒ノ跡仕末ニ關スル問題デアリマス、ソレハ栗原彦三郎君ガ足尾銅山鑛毒ニ關スル質問主意書ナルモノヲ出シマシテ、其内容ヲ見ルト斯ウ云フコ

トガ書イテアル、然ルニ足尾銅山ノ鑛脈ハ近時殆ド掘リ盡サレ、今日ハ全ク殘鑛處理ノ状態ニ在リ、數年ナラズシテ休山スベキハ火ヲ睹ルヨリモ明ナリ。」斯ウ云フコトデ、其跡仕末ヲドウスルカト云フ質問ガ出テ居ルノデアリマス。是ハ過般本會議デ、質問者ガ種々説明ヲシタコトニ承ツテ居リマスケレドモ、是ハ非常ニ此質問ノ内容其モノガ地元ニ恐ルベキ影響ヲ與ヘルノデアリマシテ、實際足尾銅山ノ近狀ハ、質問者ノ言フ如ク、鑛脈ハ近時殆ド掘盡サレテ、今日殆ド殘鑛處理ノ状態デ、數年ナラズシテ休山スベキ状態ニ在ルノデアアルカ、是ハアノ地方カラ見テ非常ナ重大ナ問題デアリマス、鑛山監督局ノ方デ見テモ、サウ云フヤウナ状態ニ實際ナツテ居ルノデスカ、私共ハサウデナク聞及ンデ居ルノデアリマス、足尾町ト云フモノハ鑛山ガ無クナレバ全滅スル、實際サウデナイモノヲ、數年ナラズシテ廢鑛ニナルコト明ナリト云フガ如キハ、議員ノ言動トシテ非常ニ不穩當ナ言語ト思フノデスカ、ドウナツテ居ルカ、ソレヲ伺ツテ置キタイノデアリマス。

○福田政府委員 足尾銅山ノ概況ニ付テ、大体今日取調べマシタ結果ヲ簡單ニ申上ゲマシテ、御心配ノ如キ状態デハナイ、マダ十分ナル鑛量ヲ存シ、相當日本ニ於ケル有數ナル銅山トシテ、命脈ヲ永ク存シ得ルモノデアルト云フ結論ニ付テノ御説明ヲ申上ゲマス、足尾鑛山ニ於キマシテ、昭和八年中ニ發見致サレマシタル鑛床ノ主要ナルモノハ河鹿鑛床、詰リ鑛塊狀ヲ成シテ居ル鑛床一ツ、ソレカラ脈狀ヲ成シテ居ル鑛床ガ二ツアリマシテ、此鑛塊狀ノ鑛床ハ七月ニ發見サレタノデアリマス、又、其後ノ鑛脈ノ開發部分ハ三百五十平方米ニ亙リマシテ、平均品位ハ銅ガ一・七ニナツテ居リマス、次ニ鑛脈鑛床ニ屬スルモノハ昨年ノ四月、並ニ八月ノ發見ニ係ルモノデアリマシテ、現在マデニ判明致シテ居リマス、鑛脈ノ延長ハ、ソレト、五十米及百二十五米デゴザイマシテ、其平

均品位ハ各五%並ニ十八%、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、其他、既ニ知ラレテ居リマス鑛床ノ中デ、昭和八年中ニ開發致サレマシタ結果、鑛山ノ探掘ノ狀況ガ頗ル良好トナツタモノガ、河鹿鑛床ト申シマス、只今申上ゲマシタ塊ノ状態デ存在シテ居ル鑛床ニ於テ五個所、又鑛脈狀ノ鑛床ヲ成シテ居リマス所ニ於テ五個所デアリマシテ、昭和八年度中ノ鑛脈ノ狀況ハ、依然トシテ非常ニ優秀ナ状態ヲ示シテ居リマス、斯ノ如クデアリマシテ、現在ノ出鑛量ヲ以テスレバ、足尾鑛山ノ生命ハ、既知ノ埋藏鑛量ヨリ推算致シマシテモ、尙ホ數十年間ヲ維持スルニ足ル見込ガ十分デアリマス、現ニ其鑛山事業者ニ於キマシテモ、最近發電設備、選鑛設備ノ擴張ヲ圖ツテ、益々此優勢ナル鑛況ヲ利用致シマシテ、將來ノ發展ヲ策シテ居ル、斯ウ云フ事實カラ考ヘマシテモ、私共ト致シマシテ足尾銅山ノ前途ニ付テハ、何等不安ヲ感ズルコトハナイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル次第デゴザイマス。

○高田委員 只今ハツキリシタ御答辯デアリマシテ、是デ足尾町ノ數万ノ人々モ嘸安心スルダロウト思フ、ドウモ私ハ斯ウ云フ質問書ハ洵ニ怪シカラスト思ツテ居ル、ドウ云フ考デスカ分リマセヌガ、非常ニ人ニ不安ヲ與ヘルヤウナ事ヲ、故ラニ書イタ如ク感ズル、洵ニ遺憾ニ存ジマス、其問題ハ別ノ問題デアリマス、サテ數十年モ繼續スルトスレバ、國家ノ爲ニ非常ニ有利ナ産業デゴザイマス、ソコデ鑛毒問題、煙毒問題ニナルノデアリマスカ、實ハ去年ノ栃木縣會デ、此煙毒ノ問題ガ問題ニナリマシタ、私共モ實ハ十數年來煙毒ノ問題ニ付テ何カ最善ノ方法ヲ執ツテ、絶對ニ煙害ノ無イヤウニシテ貰ヒタイト云フ希望ヲ有ツテ居リマシタノデスカ、而シテ鑛山經營ノ局ニ當ル者モ其積リデヤツタガ、中々絶對ニ煙毒ガ無クナルト云フコトハ出來ナイ、今尙ホサウデアラウト思ヒマスケレドモ、殊更ニ煙毒鑛毒ガ近來多クナツタト云フ事實ガアリマスノデスカ、昨年縣會ノ問題ニナリマシタ



ノデ、私共地方的關係上、絶對ニ煙毒鑛毒ヲ無クスルコトハ、鑛業ヲ停止シナケレバ出來ナイヤウニ思フ、併シ鑛業ヲ停止スルト云フコトハ、國家ノ利益ノ上カラモ出來マセヌヤウニ思フ、サウスレバ出來ルダケ鑛業者モ成ルベク煙毒ヲ少クスル、監督官廳モ絶對的ニ注意ヲ拂ツテ、監督ヲ嚴重ニスルコトガ必要ト思ヒマス、ソレハヤツテ居ルト思ヒマスガ、何カ新シク近頃鑛毒及煙毒ガ多クナツタト云フ事實ガアルノデスカ、或ハ又進ンデ何カ御研究ノ上、絶對的ニサウ云フモノヲ無クスルコトガ出來マシタカドウカ、其狀態ヲ伺ツテ置キマス、是ハ栃木縣ノ問題、及栃木縣ニ源ヲ發スル流域ニ關スル重大ナ問題デアリマスカラ伺ツテ置キマス。

○福田政府委員 足尾鑛山ダケデアリマセヌガ、要スルニ、鑛山事業ノ經營ニ伴ヒマシテ、發生致シマス鑛害ノ豫防ニ對シテハ、商工當局ト致シマシテモ最善ノ注意ヲ拂ヒマシテ、最小限度ニ其發生ヲ防止スルコトニ全力ヲ盡シテ居リマシテ、十分ニ監督ヲ致シテ居ル積リデゴザイマス、此足尾ニ付テ申上ゲマスレバ、御承知ノ通り此鑛害問題ハ相當古イ沿革ヲ有ツテ居ルノデゴザイマスガ、曩ニ所謂「コツトレル」式ノ脱塵裝置ヲ致サセマシテ、サウシテ亞硫酸ノ回收ヲ圖ル、斯ウシテ方法デ、餘程煙害ノ緩和ノ目的ヲ達シテ居ルコト、考ヘテ居リマス、此點ニ付キマシテモ、其脱塵效率ガ如何ニ働イテ居ルカト云フコトモ、常ニ周到ナル注意ヲ以テ見テ居リマスガ、此效果ガ最近ニ至ツテ低クナツタト云フ事實ハ決シテゴザイマセヌ、大体ニ於テ目的ヲ達シテ居リマス、鑛害ノ發生ハ從來ニ比シマシテ、餘程少クナツテ居ルヤウニ私共考ヘテ居リマス、尙ホ從來ノ煙害ノ結果、樹木ガ枯レマシタリ、地肌ガ露ハレタリ、荒レマシテ、其爲ニ河川ニ惡影響ヲ及ボスト云フヤウナコトニ付キマシテモ、十分考慮ラ致シマシテ、ソレニ對スル施業案ニ依ツテ、年々土砂ノ扞止ノ工事ヲ施シ、或ハ不毛ノ土地ニ草

ヲ生ヤストカ、樹ヲ生ヤストカ、サウ云フコトニ付キマシテ、出來ルダケ施設ヲ致サセテ居リマス、又國有林其他ノ關係ニ於キマシテモ、サウ云フ方面ノ土砂扞止施設、云フヤウナコトニ付テ、豫算ノ許ス限リ、十分ニ力ヲ盡シテ貰フヤウニ協力シテヤツテ居ル次第デゴザイマス、此鑛害防止ニ關スル施設ニ付キマシテハ、各方面カラ各種ノ方法ニ依ツテ、最善ノ努力ヲ致シテ居ル次第デゴザイマス、尙ホ斯ク致シマシテモ、絶對的ニ鑛害ノ發生ヲ絶滅スルコトハ只今ノ狀態デ不可能デゴザイマス、之ニ付キマシテハ鑛害防止研究ニ關スル費用ヲ戴キマシテ、専門ノ職員ヲ置キマシテ、特ニ研究所ヲ設ケテ、其防止方法ニ付テ研究ヲ致サセテ居リマス、其研究項目ノ主ナルモノハ、亞硫酸瓦斯ノ還元、詰リ亞硫酸瓦斯ヲ發散サセナイデ復取ツテシマフ、或ハ砒素ニ關スル諸般ノ研究、要スルニ煙ニ關シマシテハサウ云フ方面ノ研究ヲ特ニ熱心ニ續ケサセマシテ、相當ノ研究成績ヲ擧ゲテ居ルノデゴザイマスガ、未ダ遺憾ナガラ之ヲ實施シテ直チニ鑛害ノ程度ヲ今ヨリモ緩和サセルト云フ程マデノ、確信アル結論ニハ達シテ居リマセヌガ、段々研究ノ歩ヲ進メテ、將來ハ斯ノ如キ被害ガ絶無ニナルヤウナ方法ヲ研究致シマシテ、之ヲ實施スルト云フ目的ヲ以テ、折角十分ノ研究ヲ致シテ居ルト云フ事情ヲ御酌取ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○高田委員 大体分リマシタガ、煙害ノ區域ガ擴ガルト云フ虞ハナイノデゴザイマスカ。

○福田政府委員 只今申上ゲマシタ通り、從來ニ比シマシテ、足尾鑛山其他ノ鑛山ニ於キマシテモ段々除害設備ト云フモノガ完成シテ參リ、又新ナル方法モ採用シテ、亞硫酸瓦斯ノ發生、或ハ砒素ノ飛散ヲ防グ方法ヲ攻究致シテ居リマス、今日以上煙害ガ更ニ過激ニナツテ、區域ガ増大スルト云フ憂ハナイト信ジテ居リマス。

○高田委員 大体分リマシタガ、尙ホ一ツ出来ルダケ監督ヲ嚴ニシテ、各方面ニ及ボス被害ヲ絶滅スルコトニオ努メ願ヒタイト思ヒマス、モウ一ツ小サイ事デスケレドモ、栃木縣ノ塩谷郡ニ日光鑛山ト云フ銅山ガアリマス、是ハ今持主ガ變ツテ居リマス、鑛量ハ今日極メテ少ナイ、但シ大正十二年頃相當ノ量ガ出マシテ、ソレガ爲ニ鑛山監督署ヨリ除害命令ガ出テ居ル管デアリマス、此除害命令ガ命令ノ通り行ハレテ居ルヤ否ヤ、ト云フコトヲ一寸御尋致シマス。

○福田政府委員 御尋ノ日光鑛山ノ問題デゴザイマスガ、是ハ多分沈澱池ノ問題ト考ヘテ居リマス、沈澱池ニ付キマシテハ無論、鑛害豫防ニ必要ナル施設ヲ命ジマシテ、サウシテ其目的ガ貫徹サレルヤウニ十分當局ト致シテ監督ヲ致シテ居ルノデアリマス。

○高田委員 實ハソレガ少シ違ツテ居ルノデハナイカト思ヒマス、私ノ聞キマシタ所デハ何等ノ命令シタ條件ガ行ハレテ居ラナイト云フコトデアリマス、但シ私モ最近見タノデハアリマセヌガ、私ノ聞ク所ニ依ルト行ハレテ居ラヌヤウニ思ヒマス、併ナガラ現在ノ所デハ規模ガ小サイモノデアリマスカラ、隨テ被害ヲ受ケル處モ極メテ小サイヤウニ思ヒマスケレドモ、鬼怒川ノ魚類ハ殆ド絶滅ノ状態デアリマス、或時ニ於テハ、アノ地方ニ於ケル所ノ魚類ガ全部死滅スルヤウナ状態ノコトモアルノデアリマス、完全ニ命令通り出来テ居レバ、私何トモ申シマセヌガ、出来テ居ラヌヤウニ思ヒマスカラシテ、尙ホ一ツ御調査ノ上ニ若シ御命令ニ背イテ居ルヤウナコトガアレバ、命令通り實行スルヤウニ御願致シマス、是デ私ハ事務當局ニ對スル質問ヲ終リマス。

## 巷間曰ク

遺次の高田代議士對福田政府委員の問答に於て、例の尾尾休山云々も、天際の風吟復た人間の凡響に非らざる其れの如くに、事理顯然、如何に紫の朱を奪ふに似て俗物共の目を眩ぼし來りたる栗原代議士也と云へ、最早や其の胸奥に蓄ふる所の幾海市、幾雲樓を幻出し得る妖術も有るまい、好笑々々。

之ヲ要スルニ栗原代議士ノ舌ハ一枚ナル耶、二枚ナル耶、將タ幾枚ナル耶、若シクハ蟲ノ無舌耶、鳥ノ百舌耶、獸ノ長舌耶、本文ノ記者迂愚、得テ之レヲ識ラザル也矣。

(昭和九年七月十五日稿了)

昭和九年八月二十五日印刷  
昭和九年八月三十一日發行

【非賣品】

宇都宮市大寬町二丁目六十二番地寄留

編輯及 野 島 幾 太 郎

宇都宮市杉原町三、二六四番地

印刷人 關 根 義 三

宇都宮市杉原町三、二六四番地

印刷所 下野印刷株式會社

電話 二三三九・二七二五

終

